第四百四十八条第一項中「金融機関」を「金融機関等」に改め、同条第二項を削る。

第四百四十九条第一項、第四百五十条第一項、第四百五十一条第一項、第四百五十二条及び第四百五十三条第一項中「金融機関」を「金融機関等」に改める。

第四百五十五条中「金融機関及び金融商品取引業者」を「金融機関等」に改める。

第四百九十条第一項中「、金融機関」の下に「、外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会」を加え、「保険会社」を「指定親会社、保険会社、保険持株会社」に改め、同条第二項中「金融機関」の下に「、外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、信用金庫連合会、信用協同組合連合会及び労働金庫連合会」を、「同条第三項」の下に「の規定は監督庁が前項の規定によりする金融商品取引業者及び指定親会社の破産手続開始の申立てについて、同条第四項」を、「保険会社」の下に「、保険持株会社」を加え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第十八条　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）

目次中「第百二十一条の三」を「第百二十一条の五」に、「第四節　特定目的会社の新優先出資の引受権の振替（第二百四十八条・第二百四十九条）」を「第四節　特定目的会社の新優先出資の引受権の振替（第二百四十八条・第二百四十九条）　第五節　特定目的会社の転換特定社債の振替（第二百五十条―第二百五十二条）　第六節　特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替（第二百五十三条―第二百五十五条）」に改める。

第二百四十七条の二―第二百四十七条の四を削る。

第二百四十八条・第二百四十九条を削る。

第二百五十条―第二百五十二条を削る。

第二百五十三条―第二百五十五条を削る。

第二条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　投資信託及び投資法人に関する法律に規定する新投資口予約権

第十一条第一項第四号及び第五号ロ並びに第二項、第十二条第二項、第十九条並びに第四十八条の表第十二条第二項の項中「第二百四十九条第一項」を「第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項」に改める。

第五十八条第八号中「第百二十一条の二第四項若しくは第五項」の下に「、第百二十一条の三第四項若しくは第五項、第百二十一条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十一号中「第百三十四条第一項（一」の下に「第二百二十八条第一項、」を加え、同条第二十二号から第二十四号までの規定中「第二百四十九条第一項」を「第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項」に改め、同条第二十五号中「（第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」を「（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第二百四十七条の三第一項」に改め、同条第二十六号から第二十九号までの規定中「第二百四十九条第一項」を「第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項」に改める。

第百十五条中「第二条第十七項」を「第二条第十九項」に改め、同条の表第六十七条第一項の項中「第二条第十八項」を「第二条第二十項」に改める。

第百二十一条中「、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二」を削り、「並びに第四節」を「及び第四節」に、「及び第八十五条第一項」を「、第八十五条第一項及び第八十六条の二第一項」に改め、同条の表第六十九条第一項第二号の項を削り、同表第六十九条第一項第四号の項中「第六十九条第一項第四号」の下に「から第六号まで」を加え、「（次号に掲げるものを除く。）」を削り、同表第六十九条第二項第一号イの項及び第六十九条第二項第二号の項を次のように改める。

第六十九条第二項	金額	口数
	増額	増加
第六十九条の二第一項各号列記以外の部分	会社が	受託者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の場合にあっては、委託者。以下同じ。）が
	当該会社	当該受託者
	新設合併	信託の併合

第百二十一条の表第七十条第三項第二号の項を次のように改める。

第七十条第三項第二号	減額	口数の減少

第百二十一条の表第七十条第五項第三号及び第四号並びに第七項の項の次に次のように加える。

第六十九条の二第一項第一号	会社	受託者
	通知又は振替の申請	通知
第六十九条の二第二項から第五項まで	会社	受託者

第百二十一条の表第七十条第一項の項の前に次のように加える。

第七十条の二第二項	通知又は振替の申請	通知
	合併	信託の併合
	会社	信託
	株式	受益権
	株主名簿	受益権原簿（投資信託及び投資法人に関する法律第六条第七項において読み替えて準用する信託法第百八十六条に規定する受益権原簿をいう。以下同じ。）
	当該通知又は当該振替の申請	当該通知

第百二十一条の表第八十四条第二項の項中「（投資信託及び投資法人に関する法律第六条第七項において読み替えて準用する信託法第百八十六条に規定する受益権原簿をいう。）」を削り、同表第八十五条第一項の項の次に次のように加える。

第八十六条の二第一項	吸収合併存続会社（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。以下同じ。）若しくは同法第七百六十条に規定する株式交換完全親会社（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「存続会社等」と総称する。）又は新設合併設立会社（同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立	信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信託受益権でない場合において、受託者が信託の併合